

# 改定計画の方向性、スケジュール

## 計画改定の方向性

### 1. 当初策定から概ね10年となるため、次期計画へ移行

- 阪神東部及び西部地域総合治水推進計画の策定から概ね10年が経過するため、河川下水道対策、流域対策、減災対策についての**取組実績**や**課題**を踏まえ、次期計画を策定する。

### 2. 地域総合治水推進計画に記載しているデータ等の時点修正

- 阪神東部及び西部地域総合治水推進計画における「計画地域の概要」、「現状と課題」等の記載内容について、統計データ等の**時点修正**や**表現の適正化**を図る。

### 3. 社会情勢の変化、法令の改正等による変更

- 気候変動を踏まえた治水対策の必要性を盛り込む
- 国の流域治水の取組み、特定都市河川浸水被害対策法の改正等、**最新の社会情勢を踏まえた更新**を図る。

## 今後のスケジュール（予定）

平成25年3月

(阪神西部)

平成27年3月

(阪神東部)

令和5年12月4日

令和6年3月予定

令和6年3月以降

地域総合治水推進計画 策定

当初計画から10年経過

第1回 地域総合治水推進協議会

- 取組実績と課題整理
- 計画改定の方向性・スケジュール

課題を踏まえた取組み検討 等

第2回 地域総合治水推進協議会

- 各機関の取組み
- 地域総合治水推進計画(案)の提示

協議会での意見聴取・反映

地域総合治水推進計画 策定